

より詳細な情報は、市ホームページで見ることができます。

<http://www.city.nagakute.lg.jp>

ながくて で検索



5月31日は、世界禁煙デーです。喫煙は、本人だけでなく周囲にも健康被害を及ぼします。本市の禁煙外来治療費の助成制度をぜひ活用ください。健康推進課 63-3300 記事ID 7249



くらし環境

記事ID 8557

インターネットを利用したクレジットカード納税開始

④ 収納課 56-0610

HPを見る

平成28年度第1期からクレジットカードで市税が納付できます。インターネットに接続できるパソコンや携帯電話からヤフー株式会社が運営する「Yahoo! 公金支払い」を利用し、納付書情報及びクレジットカード情報を入力することにより、市税を納付することができます。注意事項等については市HPをご確認ください。

なお、現在、口座振替をご利用の人は、クレジットカード納付を利用できません。クレジットカード納付を希望する場合は、口座振替の停止手続が必要です。5月31日(火)納期限の市税については、5月13日(金)までに収納課まで連絡してください。

記事ID 7007

市民活動災害補償制度

④ たつせがある課 56-0602

HPを見る

市民団体のみなさんが行う公益活動をサポートするための、「長久手市市民活動災害補償制度」をぜひご利用ください。保険料を負担する必要はありません。市民活動を安心して行えるように市が補償する制度です。

④ 市内に住所がある人を主な構成員(市外居住者を含む)とし、自主的に構成され、市内に本拠地を有するあらかじめ市に登録された5人以上の非営利活動団体等の団体

④ 事前登録が必要です。届出の窓口は、活動分野を所管する担当課になります。届出の窓口が不明の場合はたつせがある課に相談してください。

【注意事項】登録をした場合でも、団体のあらゆる活動が補償の対象になるわけではありません。詳細は市HPをご覧ください。

記事ID 296

住宅耐震化事業

④ 都市計画課 56-0622

HPを見る

南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧される中、市では、「安心で安全なまちづくり」を推進するため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた住宅に対し、次の耐震化事業を今年度も実施します。

1. 木造住宅無料耐震診断事業

旧耐震基準の木造住宅(混構造、プレハブ、ツーバイフォー等は除く)に対し、無料で耐震診断員を派遣します。

2. 木造住宅耐震改修費補助事業

市が実施する木造住宅無料耐震診断で判定が1.0未満と診断された住宅、または愛知県建築住宅センター実施の木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事に対し、最大90万円までを補助します。

3. 非木造共同住宅耐震改修促進事業

耐震性に不安のある旧耐震基準非木造共同住宅の耐震診断費の補助。また耐震診断の結果、安全な構造でないと判定された共同住宅を耐震性のある建物に改修する設計費及び改修費の一部を補助します。

4. 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

地震発生時における木造住宅の倒壊等から避難弱者である高齢者、障がい者の生命を守るため、旧耐震基準木造住宅(在来軸構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅)に耐震シェルターの整備を行う方に対し、その整備に要する費用の一部を最大30万円まで補助します。

④ 5月9日(月)9:00から申込。先着順。申込書は都市計画課や市HPで配布。郵送可ですが、原則窓口での申込を優先。郵送の場合は、受付開始日時以降に電話で事前予約のうえ郵送してください。なお、木造住宅耐震改修費補助事業及び木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

は、既に市の無料耐震診断を受け、耐震化が必要と判定されたもののみ受付します。

記事ID 8645

自転車の交通安全

④ 安心安全課 56-0611

HPを見る

5月は、自転車・二輪車安全利用月間です。多様な用途・目的で幅広い年齢層に利用され、エコで健康的な交通手段として近年さらに利用ニーズが高まっている自転車ですが、みなさんしっかりルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

記事ID 1107

「けし」についてのお願い

④ 瀬戸保健所環境・食品安全課 82-2197

HPを見る

市内に生えている「けし」の間には、麻薬の原料となるため法律で栽培が禁止されているものがあります。禁止されているけしは4月上～中旬からつぼみが出始め、5月頃に花を咲かせます。けしを見つけたら、抜き取らずにすぐに瀬戸保健所まで連絡をしてください。

